「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」
及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」
の一部改正に関する意見の募集結果について

令 和 3 年 1 月 2 6 日
国土交通省自動車局整備課

国土交通省では、令和 3 年 1 月 15 日（金）から令和 3 年 1 月 22 日（金）まで、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、25 件（12 名）の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法等

①募集期間：令和 3 年 1 月 15 日（金）～令和 3 年 1 月 22 日（金）

②実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール、FAX 及び郵送

２．意見数

提出意見 25 件（提出者数 12 名）

３．お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当
電話番号　省内代表：03-5253-8111（内線：42412）
課内直通：03-5253-8599

以上